

尾張旭市監査公表第9号

令和5年2月27日付け尾張旭市監査公表第4号をもって公表した定例監査結果報告について、令和5年3月1日付け4産第422号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和5年3月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

市民生活部産業課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
農業用施設草刈等委託において、特定随意契約公表の事務手続が適切に行われていない。尾張旭市特定随意契約事務取扱要領では、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を締結する場合において、予定価格が契約規則第25条に定める金額の範囲を超えるとときは、事前公表書及び締結後公表書により、内容の公表を行うこととしている。	指摘事項については、特定随意契約の内容の公表を行いました。 今後は、適正に事務を行うよう改めます。